

1. 本基本構想の策定の経過

(1) 泉佐野市バリアフリー基本構想策定協議会の概要

①泉佐野市バリアフリー基本構想策定協議会要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の規定に基づき、移動の円滑化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区（以下「重点整備地区」という。）における基本構想の策定を行うため、泉佐野市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、重点整備地区を選定し、その地区におけるバリアフリー化の方針及び実施する事業等を内容とする基本構想を検討する。

(組織)

第3条 協議会は、委員22名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。ただし、専門的意見を聴取するために、アドバイザーとして国及び大阪府の職員を加えることができる。

- (1) 学識経験者
 - (2) 高齢者団体を代表する者
 - (3) 障害者団体を代表する者
 - (4) 地域住民を代表する者
 - (5) 公共的団体を代表する者
 - (6) 道路管理者
 - (7) 公安委員会
 - (8) 公共交通事業者
 - (9) 泉佐野市職員
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
2. 委員の任期は、基本構想策定までとする。

(会長)

第4条 会長は、委員の互選によりこれを定める。

2. 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
3. 会長に事故あるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、第1回協議会は、市長が招集するものとする。

2. 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
3. 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は、公開する。ただし、協議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しない。

(1) 泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2. 協議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。
3. 会長は、会議を非公開とした場合、その理由を示さなければならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、都市整備部都市計画課に置く。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成24年7月15日から施行する。

②泉佐野市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

表 泉佐野市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

| 分野 | 職名 | 氏名 | |
|--------|----------------------------|----------------------|--------|
| 委員 | 学識経験者 | 和歌山大学システム工学部 教授 | 足立 啓 |
| | | 大阪体育大学健康福祉学部 教授 | 和田 隆夫 |
| | | 大阪工業大学工学部 准教授 | 林田 大作 |
| | 高齢者団体 | 泉佐野市長生会連合会 会長 | 岡本 勇 |
| | 障害者団体 | 泉佐野市身体障害者福祉会 会長 | 東谷 寛治 |
| | | 泉佐野障害児(者)を守る会 会長 | 坂本 満里 |
| | | 三枝会家族会 会長 | 福地 眞一 |
| | 福祉関係団体 | 泉佐野市社会福祉協議会 会長 | 冠 士朗 |
| | 地域住民団体 | 羽倉崎町内会 会長 | 田端 保宣 |
| | 公共的団体 | 公益社団法人泉佐野市人権協会 常務理事 | 西口 誠行 |
| | 道路管理者 | 大阪府岸和田土木事務所建設課長 | 松本 次朗 |
| | 公安委員会 | 大阪府泉佐野警察署交通課長 | 丸山 裕 |
| | 公共交通事業者 | 南海電気鉄道(株)鉄道営業本部統括部課長 | 上畑 直人 |
| | | 南海ウイングバス南部(株) 取締役支配人 | 野沢 建央 |
| | 田尻町 | 事業部長 | 田伏 泰久 |
| | 泉佐野市 | 都市整備部長(第1回まで) | 松下 義彦 |
| | | 〃 (第2回以降) | 近藤 幸信 |
| | | 市長公室まちづくり調整担当理事 | 鳥井 昭宏 |
| | | 市長公室人権推進担当理事 | 勘六野 正治 |
| 生活産業部長 | | 高島 晃 | |
| 健康福祉部長 | | 上野 正一 | |
| こども部長 | | 八島 弘之 | |
| アドバイザー | 国土交通省近畿運輸局交通環境部消費者行政情報課長 | 下地 剛 | |
| | 国土交通省近畿地方整備局建政部住宅整備課長 | 石橋 隆史 | |
| | 大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課主任専門員 | 鈴木 博文 | |

(2) 泉佐野市バリアフリー基本構想策定連絡会議の概要

①泉佐野市バリアフリー基本構想策定連絡会要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。）の規定に基づき、移動の円滑化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区（以下「重点整備地区」という。）における基本構想の策定を行うため、庁内関係部署が相互に連携し検討することを目的として、泉佐野市バリアフリー基本構想策定連絡会議（以下「連絡会議」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に挙げる事項を所掌する。

- (1) 重点整備地区における基本構想の策定に関する調査及び協議に関すること。
- (2) 重点整備地区における移動の円滑化を促進するための事業及び施策に関すること。
- (3) その他、重点整備地区における基本構想の策定に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は別表に掲げる職にある者により構成するものとする。

2. 会長は都市整備部長、副会長は、市長公室まちづくり調整担当理事の職にある者をもって充てる。
 - (1) 連絡会議の議長は、会長とする。
 - (2) 会長は、連絡会議の会務を総理し、連絡会議を代表する。
 - (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代理し、又はその職務を代行する。
3. 必要に応じて、部会を設置できるものとする。
4. 必要に応じて、別表以外の者を会議に参加させることができるものとする。

(連絡会議の開催)

第4条 連絡会議は、必要に応じて会長が召集するものとする。

2. 第3条別表に掲げる者が都合により出席できない場合、代理の者が出席することができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、都市計画課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する必要な事項は、連絡会議において協議し、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月5日から施行する。

②泉佐野市バリアフリー基本構想策定連絡会議委員名簿

表 泉佐野市バリアフリー基本構想策定連絡会議委員名簿

| 職 名 | 連絡協議会役職 |
|-------------------|---------|
| 都市整備部長 | 会長 |
| 市長公室まちづくり調整担当理事 | 副会長 |
| 市長公室人権推進担当理事 | |
| 生活産業部長 | |
| 健康福祉部長 | |
| こども部長 | |
| 市長公室 政策推進課長 | |
| 市長公室 人権推進課長 | |
| 都市整備部 道路公園課長 | |
| 都市整備部 道路公園担当参事 | |
| 都市整備部 都市計画課長 | |
| 都市整備部 建築住宅課建築担当参事 | |
| こども部 子育て支援課長 | |
| 健康福祉部 障害福祉総務課長 | |
| 健康福祉部 高齢介護課長 | |

(3) 泉佐野市バリアフリー基本構想策定の経過

表 泉佐野市バリアフリー基本構想策定の経過

| 日時 | 会議・調査等 | 内容 |
|----------------------------------|---------------|--|
| 平成 24 年 7 月 5 日 | 第1回 連絡会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・泉佐野市バリアフリー基本構想策定要綱について ・策定スケジュールについて ・バリアフリー法について ・泉佐野市の概況について ・泉佐野市のバリアフリー基本方針について ・南海電鉄羽倉崎駅の現況調査報告 ・アンケート調査の実施について |
| 平成 24 年 7 月 19 日 | 第1回 協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員紹介 ・泉佐野市バリアフリー基本構想策定要綱について ・策定スケジュールについて ・バリアフリー法について ・泉佐野市の概況について ・泉佐野市のバリアフリー基本方針について ・南海電鉄羽倉崎駅の現況調査報告 ・アンケート調査の実施について |
| 平成 24 年 8 月 16 日～ 8 月 31 日 | アンケート 調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・回答者の属性 ・南海電鉄羽倉崎駅の利用について ・南海電鉄羽倉崎駅周辺の道路および施設の利用について ・心のバリアフリーについて、その他 |
| 平成 24 年 10 月 17 日 | 第2回 協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果報告 ・重点整備地区・生活関連経路の検討 ・タウンウォッチングの開催について |
| 平成 24 年 11 月 14 日 | タウン ウォッチング | <ul style="list-style-type: none"> ・2ルートにわかれてまち歩き調査 ・意見交換会 |
| 平成 24 年 12 月 4 日 | 第3回 協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・タウンウォッチング結果報告 ・泉佐野市バリアフリー基本構想素案について |
| 平成 25 年 1 月 11 日 ～2 月 1 日 | パブリック コメント | <ul style="list-style-type: none"> ・泉佐野市バリアフリー基本構想素案について |
| 平成 25 年 2 月 18 日 | 第4回 協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント実施報告 ・泉佐野市バリアフリー基本構想案について |



2. 用語解説

(五十音順)

■移動等円滑化基準

バリアフリー新法施行において、国が定めるバリアフリー基準のことで、高齢者、障害者等が容易かつ安全に移動または移動できるようにするため、旅客施設、車両、道路、建築物等の新設または改良時に義務づけられるバリアフリー化措置を規定したもの

■オストメイト対応水洗器具

オストメイトとは、直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害）を負い、腹部などに排泄のための開口部[ストーマ（人工肛門・人工膀胱）]をつけた人のこと。オストメイト対応水洗器具は、オストメイトが利用するための温水シャワー、専用流し台などが備わった洗浄器具のこと

■グレーチング

鋳鉄や鋼鉄製の金物でできた格子状の蓋で、歩行者などの転落を防止するために側溝の上に設置するもの

■交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）

平成12年11月に施行にされた法律。公共交通機関のバリアフリー化と市町村が定める移動円滑化の基本構想が大きな枠組みとなる。なお、『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）』の施行に伴い廃止となった。

■視覚障害者誘導用ブロック・点字ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に設置される、棒状、点状の突起をもった床材のこと。

■スパイラルアップ

具体的な施策などの内容について、当事者の参加のもとで検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていくこと

■ソフト

人、システム、制度など主に運用や取り組みに関するもの。

■タウンウォッチング

まちを実際に歩き、良いところや問題点などを発見し、改善に向け整理していくこと。

■多機能トイレ・多目的トイレ

車いす利用者だけでなく、オストメイト対応水洗器具や乳幼児用ベビーベット等、多様な利用者に対応した設備を設置しているトイレのこと。

■出前講座

日頃知りたいと思う市の事業や施策について、依頼のあった住民の方々に対して市の職員が直接出向き、説明を行う事業。

■ノーマライゼーション

高齢者や障害者などが、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方

■ハード

道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。

■ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）

誰もが利用しやすい建築物をつくることを目的として、多数の人が利用する建築物について施設整備基準を定めた法律。なお、『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）』の施行に伴い、廃止となった。

■バリアフリー

「障壁（バリア）がない（フリー）こと」を指す。障害者、高齢者などの行動を阻害するような都市、環境、建築等の物理的バリア、さらに人間の心理的なバリア、そして社会的制度におけるバリアなど、全ての「障壁」を取り除こうという考え方。

■パブリックコメント

市民の方々の市政への参画を進め、市民とのパートナーシップによる市政を推進するため、市が計画を策定する場合などに、あらかじめ市の原案に対する市民の皆さんのご意見をお聞きするもの。

■ピクトグラム

「絵文字」「絵言葉」と呼ばれる図記号。情報や注意を示すために用いられる視覚表示のひとつ。主に公共空間で、表したい情報や注意を単純な図で視覚的に表現することで、言語に制約されずに直感的に内容の伝達を行う目的で使用されることが多い。

■ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ、製品や建物、サービスなどを設計・デザインしておくという考え方